

# 被保険自動車の盗難にかかる保険金の請求者による 外形的事実の立証の成否

日本共済協会 武田 俊裕

大阪高裁平成23年9月27日判決

平成22年(ネ)第2889号 保険金支払請求

求控訴事件 判例時報2170号130頁

第一審 神戸地裁平成22年8月26日判決

平成20年(ワ)第2734号 保険金支払請求

求事件 判例時報2170号137頁

## 1. 本件の争点

本件は、自動車の所有者が、被保険自動車  
が盗難にあったとして車両保険金、代車  
等費用保険金及び弁護士費用保険金の支払  
を求めた事案である。原審は、所有者以外  
の者が被保険自動車を所在場所から持ち去  
ったという外形的な事実を認め、車両保険  
金及び代車等費用保険金の請求を認容した  
が、本判決は、盗難の外形的事実が合理的

な疑いを超える程度にまで証明されたとは  
いえないとして、保険金の請求を棄却した。  
車両の盗難にかかる立証責任については、  
平成19年に最高裁が判断の枠組を示し、以  
後の下級審及び実務においては、その枠組  
に従って判断が行われているが、本件は、  
第一審と控訴審でその判断が分かれた認定  
事例として実務上参考になると考えられる  
ので、以下において検討する。本判決の結  
論に賛成である。

## 2. 事実の概要

(1) 地方公務員であるX(原告・被控訴人)  
は、平成19年7月27日、Y損害保険会  
社(被告・控訴人)との間で、平成17年  
10月に約650万円で購入した自動車

(メルセデス・ベンツS55。以下「本件  
自動車」という)を被保険自動車とし、  
自らを被保険者とする自動車保険契約  
(以下「本件保険契約」という)を締結  
した。本件保険契約に適用される保険約  
款には、次の定めがあった。

① Yは、被保険自動車の盗難による損害  
に対して、被保険者に保険金を支払う。  
ただし、保険契約者、被保険者又は保険  
金を受け取るべき者等の故意により生じ  
た損害に対しては、保険金を支払わない。  
② Yは、被保険自動車盗難にあつたこ  
とにより使用不能となつた場合は、保険  
契約者又は被保険者が盗難の事実を警察  
に届け出たときに限り、代車等費用保険  
金を支払う。

(2) Xは、平成20年6月3日、賃借していた駐車場(以下「本件駐車場」という)において施錠していた本件自動車と同年5月29日午前5時頃から6月3日午後5時30分頃までの間に盗取された旨の被害届を交番所に提出した。

Xは、同日、Yに対し、本件自動車が盗難にあった旨を電話で申告し、同年6月6日、車両保険金775万円と代車等費用保険金15万円の支払を請求したところ、Yは、本件盗難事故について、保険事故としての偶然性が認められないとして、保険金の支払を拒否した。Xはこれを不服として、上記の車両保険金・代車等費用保険金に加え、本件保険契約に基づく弁護士費用保険金52万5000円及び遅延損害金の支払を求めて提訴した。

(3) 原審において、Yは、次のように主張した。

① 真正キーを問わずに本件自動車内に侵入し、イモビライザー機能を解除ないし解読して、又はイモビライザーの交換作業を行ってエンジンを始動させることは事実上不可能である。また、本件駐車場

の構造・周囲の環境を踏まえ、騒音により発見されることなく、また、路面擦過痕を残すことなく本件自動車を牽引・運搬することは事実上不可能である。したがって、本件盗難の外形的な事実は認められない。

② 本件駐車場において本件自動車の隣の区画に駐車していたXの妻の自動車(マラーチ)の使用頻度・走行距離に照らして、X夫妻が、盗難にあったと主張する期間中、本件駐車場に足を運ばなかったことは不自然であり、Xの主張は信用できない。

③ 盗難があったとする当時、Xには764万円の負債があり、休職中であった。Xには、本件自動車の購入額と車両保険金の差額及び本件自動車の転売金額を利得とするために保険事故を故意に招致する経済的動機があった。

④ 本件保険契約に適用される保険約款の定めにより、弁護士費用補償特約による保険金は、被保険者が事故の相手方に対して損害賠償責任を追及する際に要する弁護士費用等に限られており、車両保険金等を請求する本件については支払われ

ない。

これに対し、Xは、次のように主張した。

① 犯罪組織が使用していると報道されている機器を使用すれば、イモビライザー装着車を自走させて盗取することは可能である。また、積載車両による盗取の可能性について実験した結果、組織的な窃盗団が、近隣の住民に通報されることなく20分程度で車両積載の方法で本件自動車を盗取することは容易であり、擦過痕が必ず残るともいえない。

② X夫妻の自動車の使用頻度に照らして、盗難にあった期間、本件駐車場に足を運ばなかったとしても不自然ではない。

③ Xには、給与所得の他、妻の家賃収入や飲食店への投資による副収入があり、退職金債権もある。虚偽の保険金請求を行えば懲戒免職となり、高額の退職金を失う危険があるため、保険金詐取の動機はない。

④ Xは、Yが保険金の支払を拒否したため、弁護士に訴訟を委任することを余儀なくされ、着手金52万5000円を支払った。

(4) 原審は、以下のように判示し、車両保険金775万円、代車等費用保険金15万円及びこれらにかかる遅延損害金の請求を認容した。

① 被保険自動車の盗難という保険事故にかかる車両保険金を請求する者は、「被保険者以外の者が被保険者の占有に係る被保険自動車をその所在場所から持ち去ったこと」という外形的事実を主張、立証すれば足り、その外形的事実は、「被保険者の占有に係る被保険自動車が保険金請求者の主張する所在場所に置かれていたこと」及び「被保険者以外の者がその場所から被保険自動車を持ち去ったこと」という事実から構成されるものと解される。

② 本件自動車が、平成20年5月29日午前5時過ぎ頃から同年6月1日頃にかけて本件駐車場に駐車していたことが認められ、Xの供述は信用できる。

被保険者以外の者がその場所から被保険自動車を持ち去ったことの直接証拠は存在しないが、イモビライザーの無効化は技術的に可能であり、本件においてその可能性は否定できず、レッカー車や積

載車両による運搬も、可能性は低いが、現実的に不可能であるとは断じ難く、第三者が何らかの方法で本件自動車を盗取した可能性を否定できない以上、Xの供述の信用性を揺るがすまでには至らない。また、Xの妻が、盗難にあった期間に自らの自動車を使用しないこともあり得ると考えられ、この点について虚偽の証言をしているとまではいえない。Xの主張が信用できないとするYの主張は採用できず、Xの供述のとおり、X以外の者が本件駐車場から本件自動車を持ち去ったことが認められる。

これらの外形的事実が認められるから、本件自動車の盗難という保険事故が発生したものと認められる。

③ Xは、平成21年6月30日に退職し、退職金のうち信用組合償還金を控除した額を受領しており、負債のあったことは認められるが、本件盗難のあった当時のX夫妻の収入は年間900万円〜1000万円程度あり、自動車ローンの毎月の分割払金も遅滞なく支払っていることが認められる。虚偽の保険金請求を行えば懲戒免職となり、高額の退職金を失う危

険があることからすると、Xが車両保険金を取得するために、故意に本件自動車の盗難事故を招致することについての経済的動機があるとは認められず、その他、本件自動車の盗難が原告の故意により招致されたことを認めるに足る証拠はない。

④ 弁護士費用保険金は、本件のように、被保険者が保険者に対して車両保険金等を請求する場合においては、支払を請求することはできない。

(5) Yは、原審を不服として控訴した。控訴審において、Yは、次の補充主張を行った。

① 車両保険金の支払を請求する者は「被保険者以外の者による持ち去り」の外形的事実を合理的な疑いを超える程度に立証しなければならぬところ、ベント車の防犯性能及びレッカーや積載車両による盗難の非現実性からして、本件においては、単に盗難の外形的事実と矛盾しない状況が証明されたに止まり、盗難の外形的事実が合理的な疑いを超える程度に証明されたわけではない。

② Xは平成19年3月6日に本件自動車が車上荒らしに遭ったと申告して、Yが

ら214万5000円の車両保険金の支払を受けた経験を有し、偽装盗難による保険金詐取の動機を持つことは十分あり得る。同一人物が同一車両について短期間に車上荒らしと盗難の被害に遭うことは稀有であり、不自然である。また、Xが休職したのは、スナックに出資して報酬を得ていたことについて暴力団員から恐喝されたことをきっかけとしており、精神的に追い詰められたXが暴力団員に本件自動車を提供して幕引きを図った偽装盗難事件であることも推認される。

### 3. 判旨（一部取消、上告（棄却））

(1) 車両保険金請求における盗難事故の主張立証責任について

「被保険自動車の盗難という保険事故が発生したとして……車両保険金の支払を請求する者は、「被保険者以外の者が被保険者の占有に係る被保険自動車をその所在場所から持ち去ったこと」という盗難の外形的な事実を主張、立証すれば足り、被保険自動車の持ち去りが被保険者の意思に基づかないものであることを主張、立証すべき責任を負うものではない。

そして、その外形的な事実は、「被保険者の占有に係る被保険自動車が保険金請求者の主張する所在場所に置かれていたこと」と及び「被保険者以外の者がその場所から被保険自動車を持ち去ったこと」という事実から構成されるものというべきである……。」

(2) 「被保険者以外の者が保険金請求者の主張する所在場所から被保険自動車を持ち去ったこと」について

「本件においては、被保険者以外の者が本件駐車場から本件自動車を持ち去ったことを目撃した者や防犯カメラの映像等の直接証拠は存在しないから、Xの本件自動車が盗難に遭った旨の……供述の信用性は慎重に判断する必要があるところ、Xの……供述及びこれと同旨の警察に対する被害届、Yに対する被害申告の各内容は直ちに採用することはできず、以下の各事情を併せて考慮すると、結局、Xの……供述は信用することができず、X以外の者が本件駐車場から本件自動車を持ち去ったという盗難の外形的な事実が合理的な疑いを超える程度にまで証明されたということはできない。」

#### ① 本件自動車の盗難困難性

「本件駐車場は、……第三者が本件自動車を窃取するため、時間を要する作業を行ったり、大きな騒音を発する作業を行うことは犯行が発覚するリスクが高く、通常考え難いと言える。」

「自走の方法による場合、まず車内に侵入する必要があるところ、……現実的には考え難い。次に、本件自動車のエンジンを起動させる必要があるが、……ベンツ車のイモビライザシステム（ママ）……の防犯性能は高く、真正なキーを使用せずにエンジンを起動させることは、……現実的には非常に困難である。また、……正規の販売店等を経由せずに真正なキーの複製を行うことはできない。……報道等は、いずれも国産車あるいはそのうちの特定の車種に関するイモビライザ等について述べたものであるところ、自動車メーカーごとにその採用するイモビライザ・システムが異なるのであるから、……報道等の内容がそのままベンツ車の、しかも本件自動車に採用されていたイモビライザ・システムに当てはまるものとは認められないから、この点に関する

るXの主張は失当である。……真正キーを使わないいわゆるイモビライザ破り……の方法は、イモビライザ・システムの部品の交換を意味しているものと解される。そして、この方法は、作業範囲が広範囲に及ぶ上、……本件駐車場の状況のもとでは、長時間を要することが予想されることからすると、現実的には非常に困難であり、第三者が真正キーを用いず本件自動車を自走させた可能性は非常に少ないといえる。」

「レッカー車で本件自動車を搬出するためには、……かなりの時間を要する……塀との接触を避けるため、何度も切り返しを行うなど高度な運転技術が要求される。……本件駐車場の路面に何らかの痕跡が残るはずであるが、痕跡は残っていない……相当大きな騒音を発生させるが……、そのような騒音を聞いた者もいない。……レッカー車を用いた場合、逃走が著しく困難であることも考慮すると、第三者が本件自動車をレッカー車で搬出した可能性は非常に少ないといえる。……本件自動車を積載車に積載するためには、……四本のタイヤを台車に

載せて積載車まで運ぶ作業が必要となるところ、……実験に使用した車両のタイヤ幅は本件自動車のものより狭い……から、……同様の結果が出るものとはわかに断定できない。……本件駐車場の路面に何らかの痕跡が残るはずであるが、痕跡は残っていない。……積載車で作業をする場合も、……相当大きな騒音を発生させるところ、そのような騒音を聞いた者もいない。……積載車を用いた場合、逃走が著しく困難であることも考慮すると、第三者が本件自動車を積載車で搬出した可能性は非常に少ないといえる。」

② 第三者の持ち去りと認めるには疑わしいX側の事情

「本件自動車の真正キーの本数につき、Xは、当初から2本（カードキー1本とリモコンキー1本）であった旨供述するが、……リモコンキー2本はXが……所持していた可能性が高いものというべきである。」

「Xは、マーチは実際は訴外Aが頻繁に使っていたものであることから、……走行距離は不自然ではないと主張するところ、……Aは、平成18年頃からの病気で

視力が低下してきたため、徐々に使用回数が減り、平成19年には……返却したことが認められるのであって、……走行距離については、……疑問が残るといわざるを得ない。」

「Xは、平成19年3月6日、本件駐車場に駐車中の本件自動車の車上荒らしに遭い、……214万5000円の車両保険金の支払を受けたことがあった……。」

「Xは、……公務員であったが、副業として、……スナックを第三者に経営させて報酬を得ていたところ、平成18年3月ころ、暴力団員Bからこのことを理由に脅されるようになったため、うつ病に罹患し、同年7月から休職するようになった。……平成19年8月29日の面談記録にはうつ病のきつかけとなった暴力団員の恐喝事件は、解決したわけではなく、まだ尾を引いているとの記載がある……。……休職期間も通算2年間になろうとしていたところ、5年間で3年以上の休職・病欠ということになれば、分限処分の対象となる……ため、将来的にはこのまま職場復帰ができなければ、退職を余儀なくされることが予想され、その場

合は、退職金が出て、信用組合等の債務を控除すると、150万円程度しか残らないし、妻の収入と副業による収入だけとなることを考えると、本件自動車の盗難を偽装する動機がないとはいえない。しかも、Xは、暴力団員との関わりがあると認められるところ、車の盗難事件は暴力団が関与して行われることも少なくない。」

③ 「以上のとおり、本件自動車の盗難が非常に困難であることに加えて、第三者の持ち去りと認めるには疑わしいX側の事情に照らすと、Xの供述は信用できず、ほかに本件自動車がX以外の第三者によって持ち去られたことを認めるに足る証拠はない。むしろ、……事実関係に照らすと、Xが自ら本件自動車を運転して本件駐車場から運び出し、リモコンキー1本とともに第三者に引き渡した可能性が高いものというべきである。」

### (3) 結論

「以上によれば、Xの請求は理由がないから全部棄却すべきところ、これを一部認容した原判決は失当であり、本件控訴は理由がある。よって、原判決中、Yの

敗訴部分を取り消した上、Xの請求を棄却する……。」

## 4. 評釈

1 自動車保険契約に基づいて車両の盗難にかかる保険金を請求する者の立証責任については、最高裁により判断の枠組が示されている。最一小判平成19年4月17日民集61巻3号1026頁は「被保険自動車の盗難という保険事故が発生したとして……車両保険金の支払を請求する者は、『被保険者以外の者が被保険者の占有に係る被保険自動車その所在場所から持ち去ったこと』という外形的事実を主張、立証すれば足り、被保険自動車の持ち去りが被保険者の意思に基づかないものであることを主張、立証すべき責任を負わないというべきである」と判示し、最一小判平成19年4月23日判時1970号106頁は「外形的事実は、『被保険者の占有に係る被保険自動車に保険金請求者の主張する所在場所に置かれていたこと』及び『被保険者以外の者がその場所から被保険自動車を持ち去ったこと』という事実から構成され

るものというべきである」としたうえで、「外形的・客観的にみて第三者による持ち去りとみて矛盾のない状況」……を立証するだけでは、盗難の外形的事実を合理的な疑いを超える程度にまで立証したことはならないことは明らかである」と判示した<sup>2)</sup>。

これらの最高裁判決が示されて以降、下級審における判断は、この枠組に従って行われてきており<sup>3)</sup>、本判決もその一つである。

2 車両の盗難については、目撃者の証言、犯人の供述、記録された映像等により直接証明することができず、盗難を推認させ、又は推認を妨げる間接事実を検討し、保険金を請求する者が「盗難の外形的事実を合理的な疑いを超える程度にまで立証した」といえるかを総合的に判断することが必要になるケースが多い。裁判例において検討されている間接事実としては、事故の客観的状況(窃取の難易、発見時の車両の状態)、請求者の事故前後の行動(修理・洗車の有無、被害届提出時期)、請求者の属性(同種事故の経験の有無、交友関係)・動機、保険契約に関する

る事情(契約締結と事故の時間的近接性、契約締結に至る経緯、契約内容)が挙げられる<sup>4)</sup>。

本件において主な争点として検討された間接事実は、自走又は牽引・運搬による窃取の難易、X夫妻の自動車の使用頻度、Xの経済的動機であり、それらを検討した結果、原審は「第三者が何らかの方法により本件自動車を盗取した可能性を否定できない以上、Xの……供述の信用性を揺るがすまでには至らない」(傍線評者)と判断したが、本判決においては、より詳細な間接事実に関してY側からの主張が行われ、それらに基づき、ベント車の防犯性能と犯罪組織・窃取技術に関する報道等の内容、真正キーの本数に関する事実、Xの妻の姉であるAによるマーチの使用頻度の低下、本件自動車の車上荒らしによるXの保険金受領歴、暴力団員からの恐喝を契機とする休職によるXの分限処分と退職金の減額に関する事実等に関する評価を加えた結果、「Xが自ら本件自動車を運転して本件駐車場から運び出し、リモコンキー1本とともに第三者に引き渡した可能性」が高

く、Xの「供述は信用することができず、……盗難の外形的事実が合理的な疑いを超える程度にまで証明されたということとはできない」という結論に至っている。原審と比較して、間接事実の詳細について慎重な検討が行われており、安易な保険金の不正請求を防ぐ実務上の要請に照らしても、妥当な判決であったと考えられる。

3 平成19年に示された最高裁の判断の枠組については、「保険金の不正請求が容易になるのではないか」といった指摘や、逆に「実質的には、盗難が被保険者の意思によらないことについての立証責任を保険金請求者に課したのと同じである」といった指摘も行われたが<sup>5)</sup>、その後の裁判例<sup>6)</sup>及び実務においては、保険金請求者の立証に求められる「合理的な疑いを超える程度」という基準は抽象的ではあるものの、多様な間接事実の積み重ねによる判断を要する車両盗難事案の性格を踏まえた妥当なものとして、「安易な請求認容」と「過酷な立証要求」のいずれにも偏ることなく運用されており、判決理論として定着してきたといえる。

最高裁判決が「被保険者以外の者が……被保険自動車を持ち去ったこと」を盗難の外形的事実の要素としたことは、盗難の語義に「被保険者の意思によらない」という要素が内包されているという一般人の理解に合致するとともに、保険事故の存在に関する立証責任を保険金請求者側が負うという一般原則にも適合するものである。本判決が「直接証拠は存在しないから、Xの本件自動車が盗難に遭った旨の……供述の信用性は慎重に判断する必要がある」と指摘したとおり、盗難という保険事故の存在に関して、被保険者が関与しているという疑いを払拭するに足る合理性や信頼性を、被保険者の言動・供述に求めること自体は妥当であり、被保険者にとつて過酷であるとして排除する必要はない。むしろ、被保険者の関与にかかる判断を、免責事由に関する保険者側の立証の成否にのみ委ねることの方が、多様な間接事実を総合して適正に評価するという実務上の要請に反し、当事者間の均衡を失わせる結果を招くのではなからうか。

4 わが国における車両盗難の件数は全体

としては減少傾向にあるものの、大規模な窃盗団による盗難車の不正輸出が行われていることや盗難車の売買が暴力団の資金源となっていることを背景として、特定の地域・車種にかかる件数が顕著に伸びている実態もあり、車両盗難による保険金請求への対応にあたる保険者にとっては、間接事実の丹念な把握・分析に向けた努力が引き続き求められることになろう。

なお、本判決が、「第三者の持ち去りと認めるには疑わしいX側の事情」として、1年3か月前の車両保険金の受領歴をとりあげたこと、また、「Xは、暴力団員との関わりが認められるところ、車の盗難事件は暴力団が関与して行われることも少なくない」旨明言したことは、間接事実の評価に関する今後の実務対応において参考とし得ると思われる。

- 1) 石田満「被保険自動車(イモビライザー付)の盗難の主張立証責任」石田満編・保険判例20098頁(2009年・保険毎日新聞社)及び加瀬幸喜「盗難事故発生についての主張立証責任」別冊ジュリスト202号保険法判例百選90頁参照。
- 2) 石田満「車両条項の盗難の主張立証責任」損害保

険研究69巻2号265頁(2007年・損害保険事業総合研究所)参照。

- 3) 下級審における先行裁判例として、①東京高判平成19年9月27日判タ1274号224頁、石田満「遠山聡「車両盗難および車両損壊による車両保険金の請求」石田満編・保険判例201084頁(2010年・保険毎日新聞社)、②千葉地判平成23年3月11日判時2112号133頁、久保田光昭「車両保険における「盗難」についての主張立証責任」石田満編・保険判例2012196頁(2012年・保険毎日新聞社)、③東京高判平成23年5月23日判時2118号136頁、遠山聡「イモビライザー付きの車両の盗難にかかる外形的事実の立証」石田満編・保険判例2012236頁、④横浜地判平成23年8月16日判タ1363号176頁、佐藤公平「イモビライザー付き高級車両の盗難につき保険金請求者(被保険者)の故意によるものとされた事例」石田満編・保険判例2013128頁(2013年・保険毎日新聞社)、⑤名古屋高判平成23年8月18日自動車保険ジャーナル1867号155頁がある。
- 4) 大阪民事実務研究会編「保険金請求訴訟の研究」判タ1161号18頁参照。
- 5) これらの指摘とそれに対する反論を紹介したものと、前掲加瀬評釈参照。
- 6) 上記3)で述べた裁判例のなかには、「被保険者の関与が窺われる」と認定して盗難の外形的事実を否定したもの(①、⑤)、「盗難の外形的事実が立証できていない」と判断したもの(③)。本件もこれに該当する。、盗難の外形的な事実を認めたくて被

保険者の故意により免責と判断したもの(④)、盗難の外形的な事実を認めたくて被保険者の故意を認めたくて被保険者の故意を認めたくて被

定せず保険金の請求を認容したものの(②)がある。

なお、本判決以後に車両盗難にかかる保険金の支払可否が争われた裁判例として、⑥名古屋高判平成23年10月7日自動車保険ジャーナル1866号144頁、⑦名古屋地判平成23年11月11日自動車保険ジャーナル1868号156頁、⑧東京高判平成23年11月21日自動車保険ジャーナル1870号165頁、⑨東京高判平成23年11月29日自動車保険ジャーナル1864号177頁、市川典継「自動車盗難の外形的な事実について「合理的な疑いを超える程度」まで立証されていないとして請求が棄却された事例」石田満編・保険判例2013202頁、⑩東京地判平成24年1月27日自動車保険ジャーナル1867号166頁、⑪名古屋地判平成24年6月27日自動車保険ジャーナル1885号152頁、⑫大阪地判平成24年2月10日自動車保険ジャーナル1885号162頁、⑬京都地判平成24年9月26日自動車保険ジャーナル1888号166頁、⑭名古屋地判平成24年10月18日自動車保険ジャーナル1890号154頁、⑮東京地判平成25年1月30日自動車保険ジャーナル1894号136頁があり、いずれも、平成19年に最高裁判例の示した枠組を用いて判断が行われている。このうち、保険者による免責条項の適用の主張を退け、保険金の請求を認容した⑮以外は、「盗難の外形的事実が立証できていない」と判断しており、裁判所によるこの点に関する間接事実の認定が慎重に行われていることが窺われる。このうち⑥は、本件と同様、イモビライザー付ベンツ車の防犯性能が争点となった事案である。

- 7) 自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチームのホームページ参照。